

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 1 月 25 日

水 曜 日

第 4158 号

## 目 次

### 告 示

- 道路の位置の指定 1
- 指定管理者の指定 2

### 公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

## 告 示

### 富山県告示第29号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成29年 1 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	5.50	33.99	黒部市荻生字金屋 4 番 1	黒部市荻生字金屋 4 番 1	平成28年 12月28日
2	6.00	28.93	黒部市荻生字金屋 4 番 1	黒部市荻生字金屋 4 番 1	平成28年 12月28日
3	4.50～ 4.64	21.20	黒部市荻生1857番	黒部市荻生2027番	平成28年 12月28日

**富山県告示第30号**

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成29年 1 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県中央植物園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行 富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**県営土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成29年 1 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
滑川東部	経営体育成基盤整備事業	平成27年12月25日

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年1月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ新大門口 射水市大門62番4号

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物北側 ほか1 40台

(変更後) 建物北側 ほか1 40台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物内東側 10.23<sup>m</sup><sub>3</sub>

(変更後) 建物内東側 10.23<sup>m</sup><sub>3</sub>

4 変更の日 平成29年6月1日

5 変更の理由

お客様の商品の多様化するニーズにこたえるため、店舗面積を増床（届出時の1割未満）します。これにより駐輪場①、駐輪場②、廃棄物等の保管施設について移動することになります。

6 届出の日 平成29年1月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年1月25日から平成29年5月25日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項

の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由